第 29 回福岡県職員倫理審査会

日時：令和８年９月２日（水）10 時 00 分

場所：行政特別西（行政特１）会議室（県庁南棟 10 階）

福　岡　県

福 岡 県 職 員 倫 理 審 査 会 資 料 目 次

〈 議　事 〉

福岡県職員倫理規則の改正について

○　資料１　改正の理由及び概要 …… *１頁*

○　資料２　改正案（新旧対照表） …… *２頁*

○　資料３　改正後規則案 …… *６頁*

○　参考資料１（職員倫理条例） …… *11頁*

○　参考資料２（公務員の服務規律の確保について（通達）） …… *15頁*

○　参考資料３（議会質問に関する取扱いについて（通知）） …… *21頁*

資料1

福岡県職員倫理規則の改正について（案）

1　改正の理由

今般明らかになった、部課長会による組織的な政治資金パーティー券の購入問題や議会質問に関する情報の他の議員や会派への提供及び質問原稿作成の問題は、県民から県政に対する疑念や不信を招く結果となった。

県民の信頼に応えた公正な行政運営を実現するためには、職員自らが高い倫理観を持って職務を遂行することが重要である。

このため、職員倫理規則を改正し、議員との関係において県民の疑念や不信を招く行為を明確に禁止することにより、職員の倫理の保持を図り、公正で透明性の高い行政運営を確保するもの。

2　改正の概要

職員の禁止行為として、新たに以下の行為を定める。

〇利害関係者との間で禁止している行為について、議員との間で行うこと。

〇職員で組織する親睦団体において、以下の行為を行うこと。

・政党その他の政治団体に対し寄附をし、又は政党その他の政治団体が主催者となる会合の参加者に対し補助をすること。
・議員及びその関係者に対し、贈答品を贈ること。
・政党その他の政治団体が発行する機関紙、新聞等を購入すること。

〇県議会における議会質問に関して、以下の行為を行うこと。

・県議会議員又は県議会の会派から提供された議会質問の情報を他の県議会議員又は県議会の会派に提供すること。
・議会質問の原稿を作成すること。

3　施行期日

公布の日

資料2

福岡県職員倫理規則（平成十四年福岡県規則第十四号）改正案

新旧対照表

改　正　案	現　　行
（禁止行為） 第三条　職員は、利害関係者又は議員（国会議員、都道府県議会議員及び市町村議会議員をいう。以下同じ。）（以下「利害関係者等」と総称する。）との間において、次に掲げる行為を行ってはならない。 一　金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。 二　金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。 三　無償で物品又は不動産の貸付けを受けること（利害関係者等の負担により行われる場合を含む。）。 四　利害関係者等以外の者に対して負う債務について、債務の保証若しくは弁済又は担保の提供を受けること。 五　無償で役務の提供を受けること（利害関係者等の負担により行われる場合を含む。）。 六　未公開株式（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。 七　供応接待を受けること。 八　共に飲食、遊技、ゴルフ又は旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。 2　前項の規定の適用については、職員が、利害関係者等から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者等から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。 3　（略）	（禁止行為） 第三条　職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。 一　利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。 二　利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。 三　利害関係者から、又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。 四　利害関係者以外の者に対して負う債務について、利害関係者から債務の保証若しくは弁済又は担保の提供を受けること。 五　利害関係者から、又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。 六　利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。 七　利害関係者から供応接待を受けること。 八　利害関係者と共に飲食、遊技、ゴルフ又は旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。 2　前項の規定の適用については、職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。 3　（略）

4　職員は、職員で組織する親睦団体において、次に掲げる行為を行ってはならない。 一　政党その他の政治団体に対し寄附をし、又は政党その他の政治団体が主催者となる会合の参加者に対し補助をすること。 二　議員及びその関係者に対し、贈答品を贈ること。 三　政党その他の政治団体が発行する機関紙、新聞等を購入すること。	（新設）
5　職員は、福岡県議会（以下「県議会」という。）における議会質問に関して、次に掲げる行為を行ってはならない。 一　福岡県議会議員（以下「県議会議員」という。）又は県議会の会派から提供された議会質問の情報を他の県議会議員又は県議会の会派に提供すること。 二　議会質問の原稿を作成すること。	（新設）
（禁止行為の例外） 第四条　前条第一項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。 一　利害関係者等から一般に配布するための宣伝用物品、通常一般の儀礼の範囲の記念品その他これらに類するものの贈与を受けること。 二　職務として利害関係者等を訪問した際に、当該利害関係者等から提供される物品を使用すること。 三　職務として利害関係者等を訪問した際に、当該利害関係者等から提供される自動車を利用すること（当該利害関係者等の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。 四　職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者等から茶菓の提供を受けること。 五　職務として出席した会議において、利害関係者等から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者等と共に簡素な飲食をすること。 六　多数の者が出席する式典、祝賀会又はこれらに類する会合において、利害関係者等から飲食物の提供を受け、又は利害関係者等と共に飲食をすること。	（禁止行為の例外） 第四条　前条第一項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。 一　利害関係者から一般に配布するための宣伝用物品、通常一般の儀礼の範囲の記念品その他これらに類するものの贈与を受けること。 二　職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。 三　職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。 四　職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。 五　職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。 六　多数の者が出席する式典、祝賀会又はこれらに類する会合において、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。

2　前項各号に掲げる行為のほか、職員は、第二条第一項第一号から第六号までに掲げる利害関係者又は議員との間において、次に掲げる行為を行うことができる。	2　前項各号に掲げる行為のほか、職員は、第二条第一項第一号から第六号までに掲げる利害関係者との間において、次に掲げる行為を行うことができる。
一・二　（略）	一・二　（略）
3　（略）	3　（略）
（私的な関係等による禁止行為の例外）	（私的な関係等による禁止行為の例外）
第五条　職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者等に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、第三条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。	第五条　職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、第三条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。
2　職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における前項の規定の適用については、同項中「職員としての身分」とあるのは、「職員又は特別職地方公務員等（地方公務員法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。）としての身分」とする。	2　職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における第一項の規定の適用については、同項中「職員としての身分」とあるのは、「職員又は特別職地方公務員等（地方公務員法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。）としての身分」とする。
（利害関係者等以外の者等との間における禁止行為）	（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）
第六条　職員は、利害関係者等に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。	第六条　職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。
2　職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者等であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居	2　職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合

合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。 （倫理監督者への相談） 第七条　職員は、自己が行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合、自己が利害関係者等との間で行う行為が第三条第一項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合又は自己が行おうとする行為が公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。	わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。 （倫理監督者への相談） 第七条　職員は、自己が行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合、自己が利害関係者との間で行う行為が第三条第一項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合又は自己が行おうとする行為が公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

福岡県職員倫理規則（平成十四年福岡県規則第十四号）改正案

（趣旨）

第一条　この規則は、福岡県職員倫理条例（平成十三年福岡県条例第四十九号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を定めるものとする。

（利害関係者）

第二条　この規則において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者、職員の裁量の余地が少ない職務に関する者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。

一　許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。）をする事務　許認可等を受けて事業を行っている事業者等（条例第二条第一項第三号に規定する事業者等及び同条第二項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。）、許認可等の申請をしている事業者等又は個人（同項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

二　補助金等（福岡県補助金等交付規則（昭和三十三年福岡県規則第五号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）を交付する事務　補助金等（県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金であって、補助金等を直接にその財源の全部又は一部とし、かつ、補助金等の交付の目的に従って交付するものを含む。）の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

三　立入検査又は監査（法令（行政手続法第二条第一号に規定する法令をいう。）の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。）をする事務　検査等を受ける事業者等又は特定個人

四　不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。）をする事務　不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人

五　行政指導（行政手続法第二条第六号に規定する行政指導をいう。）をする事務　行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

六　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項に規定する契約に関する事務　契約を締結している事業者等（次号に掲げる事業者等を除く。以下この号において

同じ。）、契約の申込みをしている事業者等及び契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

七　入札（地方自治法第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。）に関する事務　入札に参加するために必要な資格を有する事業者等（以下「入札参加事業者」という。）

２　職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して三年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

３　他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

（禁止行為）

第三条　職員は、利害関係者又は議員（国会議員、都道府県議会議員及び市町村議会議員をいう。以下同じ。）（以下「利害関係者等」と総称する。）との間において、次に掲げる行為を行ってはならない。

一　金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。

二　金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

三　無償で物品又は不動産の貸付けを受けること（利害関係者等の負担により行われる場合を含む。）。

四　利害関係者等以外の者に対して負う債務について、債務の保証若しくは弁済又は担保の提供を受けること。

五　無償で役務の提供を受けること（利害関係者等の負担により行われる場合を含む。）。

六　未公開株式（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。

七　供応接待を受けること。

八　共に飲食、遊技、ゴルフ又は旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

２　前項の規定の適用については、職員が、利害関係者等から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者等から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

３　条例第七条第二項に規定する交際は、第一項第七号及び第八号に掲げる行為をいう。

４　職員は、職員で組織する親睦団体において、次に掲げる行為を行ってはならない。

一　政党その他の政治団体に対し寄附をし、又は政党その他の政治団体が主催者となる会合の参加者に対し補助をすること。

二　議員及びその関係者に対し、贈答品を贈ること。

三　政党その他の政治団体が発行する機関紙、新聞等を購入すること。

５　職員は、福岡県議会（以下「県議会」という。）における議会質問に関して、次に掲げる行為を行ってはならない。

一　福岡県議会議員（以下「県議会議員」という。）又は県議会の会派から提供された議会質問の情報を他の県議会議員又は県議会の会派に提供すること。

二　議会質問の原稿を作成すること。

（禁止行為の例外）

第四条　前条第一項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

一　利害関係者等から一般に配布するための宣伝用物品、通常一般の儀礼の範囲の記念品その他これらに類するものの贈与を受けること。

二　職務として利害関係者等を訪問した際に、当該利害関係者等から提供される物品を使用すること。

三　職務として利害関係者等を訪問した際に、当該利害関係者等から提供される自動車を利用すること（当該利害関係者等の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。

四　職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者等から茶菓の提供を受けること。

五　職務として出席した会議において、利害関係者等から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者等と共に簡素な飲食をすること。

六　多数の者が出席する式典、祝賀会又はこれらに類する会合において、利害関係者等から飲食物の提供を受け、又は利害関係者等と共に飲食をすること。

２　前項各号に掲げる行為のほか、職員は、第二条第一項第一号から第六号までに掲げる利害関係者又は議員との間において、次に掲げる行為を行うことができる。

一　通常一般の儀礼の範囲の香典又は供花その他これらに類するものの贈与を受けること。

二　自己の費用を負担して共に飲食、遊技、ゴルフ又は旅行をすること。

３　条例第七条第二項の職員倫理規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　第一項第六号に掲げる行為を行う場合

二　同じ部局若しくは機関で勤務した関係又は県の機関が行った研修若しくは県から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者であって、入札参加事業者に該当するものと共にする飲食については、入札参加事業者以外の者を含む多数の者が出席する場合（自己の費

用を負担するときに限る。）

三　前二号に掲げる場合のほか、入札参加事業者との交際が、県民の疑惑や不信を招くおそれがないものとして個別に倫理監督者の承認を得た場合

（私的な関係等による禁止行為の例外）

第五条　職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者等に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、第三条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

２　職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における前項の規定の適用については、同項中「職員としての身分」とあるのは、「職員又は特別職地方公務員等（地方公務員法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。）としての身分」とする。

（利害関係者等以外の者等との間における禁止行為）

第六条　職員は、利害関係者等に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

２　職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者等であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（倫理監督者への相談）

第七条　職員は、自己が行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合、自己が利害関係者等との間で行う行為が第三条第一項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合又は自己が行おうとする行為が公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

（倫理監督者の責務等）

第八条　倫理監督者は、条例又はこの規則に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一　職員からの前条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

二　職員が特定の者と県民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行う

こと。

三　条例又はこの規則に違反する行為があった場合にその旨を任命権者に報告すること。

2　倫理監督者は、その指定する職員に、職務の一部を行わせることができる。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

（検討）

2　倫理審査会は、この規則の施行の日から五年以内に、職員の職務に係る倫理の保持の観点からこの規則の施行状況等について検討を加え、当該検討の結果この規則の改正が必要であると認めるときは、当該改正に係る意見を知事に申し出るものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○福岡県職員倫理条例

平成十三年十二月二十一日

福岡県条例第四十九号

福岡県職員倫理条例をここに公布する。

福岡県職員倫理条例

（目的）

第一条　この条例は、職員の職務に係る倫理の確立に資するため必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さを確保するとともに、県民福祉の増進に奉仕するという職員の意識を高め、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

（定義等）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　職員　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する福岡県職員をいう。

二　任命権者　地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者（同条第二項の規定により権限を委任された者を含む。）をいう。

三　事業者等　法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

２　この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第三号の事業者等とみなす。

（基本的心構え）

第三条　職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者でないことを自覚し、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

２　職員は、その使命を自覚し、県職員としてふさわしい品位と能力を養い、常に良識ある行動をしなければならない。

３　職員は、福岡県を愛する心を持ち、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に全力で取り組まなければならない。

（倫理行動規準）

第四条　職員は、前条の基本的心構えの下に、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の確立を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

一　職員は、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならないこと。

二　職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。

三　職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象

となる者からの贈与等を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

四　職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

五　職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

六　職員は、自己啓発に努め、職務の遂行に必要な能力の開発及び向上を図らなければならないこと。

七　職員は、県民との対話に心がけ、県民に対して常に誠実に接しなければならないこと。

八　職員は、幅広い視野と進取の精神を持って、積極的に職務に取り組まなければならないこと。

九　職員は、公費の適正かつ効率的な執行を行い、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならないこと。

（管理監督職員の役割）

第五条　職員を管理監督する任にある者は、その職責の重要性を自覚し、職員の職務に係る倫理の保持を図るため、部下職員に対して適切な指導及び監督を行うとともに、部下職員の能力の開発及び向上に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第六条　知事は、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

２　職員倫理規則には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限その他の県民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

３　知事は、職員倫理規則の制定又は改廃に際しては、福岡県職員倫理審査会の意見を聴かなければならない。

（禁止行為）

第七条　職員は、前条第二項に規定する職員の遵守すべき事項として職員倫理規則の規定により禁止されている行為を行ってはならない。

２　職員は、職務として携わる入札に参加しようとする事業者等とは、県民の疑惑や不信を招くおそれがないものとして職員倫理規則で定める場合を除き、職務外での交際を行ってはならない。

（任命権者の責務）

第八条　任命権者は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

2　任命権者は、職員が前条の規定により禁止されている行為を行った疑いがあると思料する場合は、当該行為に関する調査を行い、その結果を福岡県職員倫理審査会に報告しなければならない。

3　任命権者は、職員が前条の規定により禁止されている行為を行ったことにより懲戒処分を行った場合は、その概要を公表するものとする。

（福岡県職員倫理審査会）

第九条　職員の職務に係る倫理の保持に資するため、福岡県職員倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2　審査会は、次に掲げる事務を行うものとする。

一　職員倫理規則の制定又は改廃に関し、知事に対し、意見を述べること。

二　職員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査研究を行うこと。

三　この条例及び職員倫理規則の遵守のための体制整備に関し、任命権者に対し、意見を述べること。

四　職員に第七条の規定により禁止されている行為を行った疑いがあると思料し、職員の職務に係る倫理の保持に関し必要があると認める場合に、任命権者に対し、調査を行うよう求めること。

五　前各号に掲げるもののほか、任命権者に対し、職員の職務に係る倫理の保持を図るため、監督上必要な措置を講ずるよう意見を述べること。

3　審査会は、委員三人以内で組織する。

4　審査会の委員（以下「委員」という。）は、人格が高潔であり、職員の職務に係る倫理の保持に関し公正な判断をすることができる者のうちから、知事が任命する。

5　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6　委員は、再任されることができる。

7　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8　前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、知事が規則で定める。

（職員の倫理を監督する者）

第十条　任命権者は、職員の職務に係る倫理の保持を図るため、職員のうちから、職員の倫理を監督する者（以下「倫理監督者」という。）を指名するものとする。

2　倫理監督者は、職務に係る倫理の保持に関し職員に対する指導及び助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

3　倫理監督者は、警察にあっては、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官であることを妨げない。

（委任）

第十一条　この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

（平一八条例五・旧第十二条繰上）

附　則

（施行期日）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第六条及び第九条の規定は公布の日から施行する。

附　則（平成一八年条例第五号）抄

（施行期日）

第一条　この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

参考資料2

公印省略

８人第６３１号
令和８年６月１日

本庁各課（室）長
各出先機関の長　殿
労働委員会事務局長

総　務　部　長
（人事課内部統制室）

公務員の服務規律の確保について（通達）

公務員の服務規律の確保については、所属研修等を通じ機会あるごとに周知徹底を図っているところです。

今般、本庁各部の幹部職員で構成される任意の親睦団体である「部課長会」において、県議会議員が主催する政治資金パーティー券購入に係る補助や購入代金の取りまとめ、県議会議員が出席する会合等への参加費に対する補助等が行われていたことが報道機関各社から報じられたところです。これらの行為は地方公務員法や政治資金規正法に直ちに抵触するとまでは言えないものの、県職員の全体の奉仕者としての中立性について県民から疑念を抱かれる事態となりました。

我々県職員は、福岡県職員倫理条例にあるとおり、全体の奉仕者として常に公正な職務の遂行に当たらなければならないことはもとより、勤務時間の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動し、県民の疑念や不信を招くことのないよう自らの行動を厳しく律する必要があります。このことは、職員が任意で組織する親睦団体等の運営においても同様です。同時に、執行機関と議会とは、相互に牽制し、その均衡と調和の上での運営に資するよう、取り組む必要があります。

貴職におかれましては、所属職員に対し下記事項を周知いただき、職員一人ひとりが県民全体の奉仕者であることを強く自覚し、中立の立場を堅持して、県民から疑念を抱かれるような行動を厳に慎むことで、所属職員の服務規律のより一層の確保を図り、県政に対する県民の信頼の確保・醸成につなげていくよう御指導願います。

記

１　地方公務員法第３６条に規定する政治的行為の制限について

本条は、公務員の政治的中立性を確保するため、職員の政治的行為を制限するものであり、本条第２項は次のとおり規定している。

〇地方公務員法第３６条第２項（抜粋）

２　職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。

三　寄附金その他の金品の募集に関与すること。

【解説】

・　本条第２項で禁止されている行為は、目的に行為が伴う場合であり、いずれか一方だけの場合を規制するものではないが、行為があればその目的を問われることとなり、職員の政治的中立性に関し、県民の疑念や不信を招くおそれがあること。

・　「政党その他の政治的団体」とは、政治資金規正法第３条にいう「政治団体」と同一範囲であり、政治的団体には県議の後援会も含まれること。

・　「募集に関与する」とは、募集計画を企画し、これが実施を主宰し、指導し、具体的に寄附金等の供与、交付を勧誘し、これを受領し又は募集計画の立案に助言を与え、その募集を援助する等の行為をいうものであること。「募集に関与すること」であるから、職員個人が寄附金等を与えること自体は差し支えないものである。ただし、職員で組織する親睦団体などで、特定の職員が複数職員の寄附金等をとりまとめて与えることは、供与、交付の勧誘に該当するおそれがあること。

・　そのため、職員が組織する親睦団体などで寄附を行う（又は補助をする）ことは慎むべきであると考えられること。

・　なお、個人が、自由意思に基づき政治資金団体への寄附などを行うことは、憲法上保障された政治的活動の自由に基づく行動であり、それを規制するものではないこと。（以下２、３においても同じ）

※本条第２項に抵触するか否かの具体例については、別紙を参照すること。

２　政治資金規正法第２２条の７に規定する寄附のあっせんに関する制限について

本条は、寄附の任意性を確保するため、政治活動に関する寄附に係る寄附のあっせんをする場合において、相手方の意思を不当に拘束するような方法による寄附のあっせんを禁止するものであり、本条第１項は次のとおり規定している。

〇政治資金規正法第２２条の７第１項

何人も、政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあつせんに係る行為をしてはならない。

【解説】

・　「寄附のあっせん」とは、特定の政治団体又は公職の候補者のために政治活動に

関する寄附を集めて、これを当該政治団体又は公職の候補者に提供するものであること。

・　「業務、雇用その他の関係」とは、業務関係、雇用関係その他これらに類する社会的、経済的関係をいうものであり、「業務関係」とは、業務上の地位の上下関係をいうものであること。

・　「威迫」とは、脅迫にはいたらないが、相手方に不安、困惑の念を覚えさせるような言動を示すものであること。

・　「不当にその意思を拘束するような方法」とは、業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫することが含まれるのはもちろん、威迫するまでにいたらなくても何らかの不利益を与えることを示して相手方の意思を拘束するような方法で働きかけることも含むものであり、職員が組織する親睦団体などで寄附を行う（又は補助をする）ことは、これに該当すると見られる可能性もあり、県民の疑念や不信を招くおそれがあること。

・　そのため、職員が組織する親睦団体などで寄附を行う（又は補助をする）ことは慎むべきであると考えられること。

※本条第１項に抵触するか否かの具体例については、別紙を参照すること。

３　政治資金規正法第２２条の９に規定する政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払への公務員の関与等の制限について

地方公務員法における公務員の政治的行為の禁止は、行政の中立的運用とこれに対する住民の信頼を確保するために、公務員の政治的中立性を損なうおそれがあると認められる一定の政治的目的を持った行為を対象とするのに対し、政治資金規正法の目的は、公務員等の政治的目的の有無を問うことなく、政治資金の調達における公正を損なうおそれがある一定の行為について事実行為として公務員等が関与することを禁止することにあり、本条第１項は次のとおり規定している。

○政治資金規正法第２２条の９第１項（抜粋）

国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人の職員で次に掲げるものは、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与し、又は政治資金パーティーに対価を支払つて参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与してはならない。

五　地方公務員法第３条第２項に規定する一般職に属する職員（地方公営企業～中略～を除く）

【解説】

・　「その地位を利用して」とは、一般的には、その地位にあるがために特に政治活

動に関する寄附集め等を効果的に行い得るような影響力又は便益を利用することであり、職務上の地位と政治的活動に関する寄附集め等の行為が結びついている場合をいい、公務員等の内部関係において、公務員等が部下又は職務上の関係のある公務員等に対し、職務上の指揮命令権、人事権、予算権等に基づく影響力を利用することを含むものであること。職員が組織する親睦団体などで寄附等を行うことは、これに該当すると見られる可能性もあり、県民の疑念や不信を招くおそれがあること。

・　そのため、職員が組織する親睦団体などで寄附を行う（又は補助をする）ことは慎むべきであると考えられること。

・　「関与」とは、その形態に限定はなく、あっせんに限らず、援助、勧誘、仲介、その他の広範な行為がこれに含まれ、また、それは、拠出の意思を拘束する方法によったか否か、実際にその意思を拘束したか否かにかかわらないものであること。

※本条第１項に抵触するか否かの具体例については、別紙を参照すること。

４　全体の奉仕者としての公務員の中立性を損なうおそれのある働きかけ・依頼に係る相談について

（１）働きかけ・依頼に係る相談

上記１～３等に照らし、全体の奉仕者としての公務員の中立性を損なうおそれのある働きかけ・依頼を受け、自己が行う行為が適切かどうか判断することが困難な場合、職員（福岡県の一般職及び特別職をいう。以下この項において同じ。）は、依頼等に係る相談票（以下「相談票」という。様式は別記様式のとおり。）を作成し、相談窓口へ相談できるものとする。

また、全体の奉仕者としての公務員の中立性を損なうおそれのあるこうした行為を見聞きした職員も、相談票により相談窓口へ相談できるものとする。

なお、いずれの相談も匿名で行えるものとする。

これらの相談への対応にあたっては、相談者のプライバシーの保護に特に留意して行うものとする。

（２）相談窓口（相談票提出先）

人事課内部統制室宛て電子メールにより提出するものとする。

提出先：jinjika-naibu@pref.fukuoka.lg.jp

（３）窓口設置日

令和８年６月８日

別記様式

依頼等に係る相談票

（部局名：　　）

<table>
<tr><td colspan="2">相談年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">対応者</td><td>所属名</td><td></td><td rowspan="2">氏名</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>職名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">相手方</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">（依頼等の内容）

（対応状況）</td></tr>
<tr><td colspan="2">特記事項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

◆　県職員が組織する親睦団体等や個人による、政治家との会合等での支出に関する整理表　（別紙）

大類型	小類型	具体的な形態		左記の経費を親睦団体等から支出することに対する法令上の分析			職員個人として支出（参加）※留意点も要参照
				地方公務員法第36条	政治資金規正法第22条の７	政治資金規正法第22条の９	
1　会合	(1)議会の会合	◆議会（議長、副議長、委員長）が主催者となる会合 ◆民間団体・任意団体主催の会合だが、組織としての議会やその強い影響力下にある個人（議長秘書等）が発起人の主要メンバーとなって開催するものなど、議会の強い影響力下にあると認められる会合	①政治資金パーティー以外の飲食を伴う懇親会（自主的に持っていく手土産代を含む）	法令上△ →×※1	－	－	○
			②飲食を伴わない勉強会・講演会等の会合	法令上△ →×※1	－	－	○
	(2)県議の会合	◆県議が主催者となる会合 ◆民間団体・任意団体・後援会主催の会合だが、県議やその強い影響力下にある個人（県議秘書等）が発起人の主要メンバーとなって開催するものなど、県議個人の強い影響力下にあると認められる会合	①政治資金パーティーとしての会合	法令上△ →×※1	法令上△ →×※2	法令上△ →×※3	○
			②政治資金パーティー以外の飲食を伴う懇親会（自主的に持っていく手土産代を含む）	法令上△ →×※1	－	－	○
			③飲食を伴わない勉強会・講演会等の会合	法令上△ →×※1	－	－	○
	(3)県議以外の政治家の会合	◆県議以外の政治家個人が主催者となる会合 ◆民間団体・任意団体・後援会主催の会合だが、政治家個人やその強い影響力下にある個人（政治家秘書等）が発起人の主要メンバーとなって開催するものなど、政治家個人の強い影響力下にあると認められる会合	①政治資金パーティーとしての会合	法令上△ →×※1	法令上△ →×※2	法令上△ →×※3	○
			②政治資金パーティー以外の飲食を伴う懇親会（自主的に持っていく手土産代を含む）	法令上△ →×※1	－	－	○
			③飲食を伴わない勉強会・講演会等の会合	法令上△ →×※1	－	－	○
	(4)政党の会合	◆特定の政党やその幹部が主催者となる会合 ◆民間団体・任意団体主催の会合だが、政党の強い影響力下にある個人（政党幹部等）が発起人の主要メンバーとなって開催するものなど、政党の強い影響力下にある会合	①政治資金パーティーとしての会合	法令上△ →×※1	法令上△ →×※2	法令上△ →×※3	○
			②政治資金パーティー以外の飲食を伴う懇親会（自主的に持っていく手土産代を含む）	法令上△ →×※1	－	－	○
			③飲食を伴わない勉強会・講演会等の会合	法令上△ →×※1	－	－	○
2　贈答品		①議会（議長、副議長、委員長）とその関係者への贈答品		法令上△ →×※1	－	－	○
		②県議とその関係者への贈答品		法令上△ →×※1	法令上△ →×※2	法令上△ →×※3	○
		③県議以外の政治家とその関係者への贈答品		法令上△ →×※1	法令上△ →×※2	法令上△ →×※3	○
		④政党幹部等とその関係者への贈答品		法令上△ →×※1	法令上△ →×※2	法令上△ →×※3	○
3　物品購入		政党その他の政治団体が発行する機関紙又は新聞等の購入		法令上△ →×※1	－	－	○

※１は、外形的に当該行為が「特定の政党等を支持する目的」をもって、寄附金その他の金品募集に関与したとの県民からの疑念や不信感を招くおそれがある。

※２は、外形的に当該行為が「業務関係の影響力を利用して不当にその意思を拘束」して寄附のあっせんが行われたとの県民からの疑念や不信感を招くおそれがある。

※３は、外形的に当該行為が「地位を利用して」政治活動に関する寄附への関与や政治資金パーティーへの対価支払への関与があったとの県民からの疑念や不信感を招くおそれがある。

【留意点】

※「○」の場合でも福岡県職員倫理条例に抵触しないよう留意すること。また、全体の奉仕者としての公務員の中立性を損なうこともあり得るため、職員個人としての支出（参加）の任意性が確保されるよう留意すること。

※全体の奉仕者としての公務員の中立性を損なうおそれのある働きかけ・依頼があった場合には、別記「相談票」に基づき内部統制室に相談すること。

参考資料3

公印省略

８財第９３７号
令和８年７月２９日

各部長
会計管理局長
企業局長
行政委員会事務局長
教育長
警察本部長
殿

総務部長
（財政課総務班・総務総括班）
（人事課内部統制室）

議会質問に関する取扱いについて（通知）

今般、議会質問に関し、他会派の質問内容を事前に特定の会派へ伝える、あるいは、本来議員が作成すべき議会質問の原稿を職員が作成していた、ということが報道機関から報じられました。

これを受け、知事部局の現役職員を対象に調査したところ、質問情報を他会派に提供していた、また、質問の作成に関与したことがある、といった事実が判明しました。

これらの行為は地方公務員法などの法令には直ちに抵触するとまでは言えないものの、執行部による議会のチェック機能が損なわれ、政策の質を低下させるだけでなく、議員への配慮を優先する組織風土を生む一因となっていた可能性がある状況でした。

そのため、貴職におかれましては、部内職員に対し下記事項を周知いただき、今後の対応について、遺漏ないよう御指導願います。

記

１　議会質問情報の他会派への提供について

(1) 法適合性

顧問弁護士に確認したところ、以下のとおりであった。

・　質問情報を提供している事実は確認されたものの、質問情報の提供先が同一の地方公共団体内での行為であることを踏まえると、地方公務員法第３４条における『漏洩』に該当するものとは解されない。

・　また、その目的は議会運営を円滑にすることにあり、特定の会派への利益供与を意図したものではないことを踏まえると、地方公務員法第３０条における『全体の奉仕者』としての立場に抵触するものとは解されない。

【参照条文】

〇地方公務員法（抜粋）

（服務の根本基準）

第３０条　すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

（秘密を守る義務）

第３４条　職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(2) 課題

・　特定の会派に偏った情報提供が、必要性や妥当性が十分に検証されないまま『慣習』として組織に根付いており、外形的にみると、特定の会派を利するように見えることが、全体の奉仕者たる県職員として望ましくない状況となっていた。

・　また、少数会派が独自の調査や問題意識に基づいて行う政策提案について、多数会派が先んじて行うことに繋がり、議会活動の努力や独自性が無効化されるおそれがある状況であった。

(3) 今後の対応

・　調査結果を踏まえ、執行部職員から会派（議員）に対し、他の会派（議員）に係る質問情報※の提供を禁止する。

※質問情報…質問内容、質問文（骨子を含む）、答弁骨子（方向性を含む）

・　議会が設置した第二次「議会改革プロジェクトチーム」において、この調査結果及び執行部から他会派（議員）に係る質問情報の提供を行わないことについて報告を行う。

２　職員による議会質問作成について

(1) 法適合性

顧問弁護士に確認したところ、以下のとおりであった。

・　議会からの要求、上司からの指示等を断ることが出来ず質問を作成している事実は確認されたものの、職員が議会質問を作成する行為自体は、地方公務員法その他法令に抵触しない。

(2) 課題

・　論点整理に必要な情報提供や意見交換の範囲を超えて、執行部職員が議会質問の骨子や原稿を作成することは、執行機関の活動を監視する役割を担っている議会を執行部自らがコントロールするという「監視機能の形骸化」が生まれるおそれのある状況であった。

・　また、執行部が質問を作成することで、政策議論の選択肢を狭め、県民により良い行政サービスを提供できる可能性を損なうおそれがある。

・　質問の作成が、必要性や妥当性が十分に検証されないまま『慣習』として執行部内に根付いており、特に、幹部職員が会派（議員）からの要求等に基づき部下職員に作成を指示していたことが「会派（議員）への配慮」を優先する組織風土を生む一因となっていた可能性がある。

(3) 今後の対応

・　調査結果を踏まえ、会派（議員）が行う議会質問の原稿作成（質問原稿全文の作成だけでなく、会派（議員）から問の提供を受けて前語りなどを追加し、質問原稿を作り上げる行為を含む。）を執行部職員が行うことを禁止する。

・　議会が設置した第二次「議会改革プロジェクトチーム」において、この調査結果及び執行部職員による議会質問の原稿作成は行わないことについて報告を行う。

３　問い合わせ・相談について

上記１、２における今後の対応に関して、問い合わせや相談がある場合は、以下(1)(2)を窓口として対応する。

(1) (2)以外の問い合わせ等（取扱いに関する疑義等）

財政課総務総括班宛て電話、電子メール、チャット等により受け付ける。

電話：内線 2243（総務総括班長席）　※その他、総務総括班員への電話でも対応

電子メール：zaisei-sousou@pref.fukuoka.lg.jp

(2) 全体の奉仕者としての公務員の中立性を損なうおそれのある働きかけ・依頼を受け、自己が行う行為が適切かどうか判断することが困難な場合における相談

「公務員の服務規律の確保について（通達）」（令和８年６月１日付８人第６３１号総務部長通達）に基づき、相談票を作成のうえ、人事課内部統制室宛て電子メールにより提出するものとする。

提出先：jinjika-naibu@pref.fukuoka.lg.jp

※ (2)については、教育庁、警察本部は除く。

４　議会質問に関する対応記録票の作成について

職員による議会質問情報の提供（横流し）や職員による議会質問作成の禁止を徹底するとともに、議会質問に関する会派（議員）とのやりとり（情報提供・意見交換等）について県民に疑念を抱かれないよう、当面の間、情報提供や意見交換等を行った場合には、その対応者が「議会質問に関する対応記録票」（別添様式）を作成し、主管課を経由して、財政課（以下アドレス）にメールで提出するものとする。

提出先：zaisei-sousou@pref.fukuoka.lg.jp

（別添様式）

議会質問に関する対応記録票

※原則として、対応者が作成すること。

日　時	令和　　年　　月　　日　／　　時　　分　～　　時　　分
場　所	
相手方	
対応者	○○○部　○○○課　　△△課長、□□補佐、◇◇係長 ●●●部　●●●課　　▲▲課長、■■補佐、◆◆係長
方　法	面談　　・　　電話　　・　　その他（　　）
件　名	
内　容 （概要記載）	・～～～に関する事実確認 ・～～～の件で資料提供 ・～～～についての意見交換
質問提供 について	□　会派（議員）から提供された質問情報※の他会派への提供（横流し）は行っていません。 ※質問内容、質問文（骨子含む）、答弁骨子（方向性含む）
質問作成 について	□　議会質問の原稿作成※は行っていません。 ※質問原稿全文の作成だけでなく、会派（議員）から問の提供を受けて前語りなどを追加し、質問原稿を作り上げる行為を含む
作成者 （所属・氏名）	○○○部　○○○課　○○係長　　◇◇　◇◇　　内線（　　）